

## 令和8年度第1回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和8年7月24日（金）10:00～10:51
- ・ 場 所 消防局庁舎 4階 災害対策本部室
- ・ 出席委員 大澤委員長 工藤委員 小林委員 椿委員 茂木委員 餅田委員
- ・ 市の機関 民生局地域支援部窓口サービス課 栗原課長  
同 高松係長  
同 樋口副主査  
同 山口担当
- ・ 事務局 総務部総務課 浦島主査
- ・ 傍聴者 なし

### 1 開 会

### 2 議 題

#### （1）委員長職務代理者の指名

横須賀市個人情報保護運営審議会規則第3条第3項の規定に基づき、大澤委員長は茂木委員を委員長職務代理者として指名した。

#### （2）住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について（民生局地域支援部）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、行政機関等は、特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を再実施する必要がある。

「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日閣副第396号・府番第117号・総行情第49号・総行住第83号）において、「市町村の適切な管理のもと本人確認資料や手続の説明・窓口の整理等の補助的業務について受託者が行うことができること」として補助的な業務の委託が可能となり、また、令和2年及び令和6年の「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」（令和2年12月28日総行住第212号、令和6年3月5日総行マ第20号）によって委託

可能な業務が追加されたことを受け、本市においてもマイナンバーカード交付事務の一部を民間事業者に委託することとし、これに伴い、既に公表済の特定個人情報保護評価書に変更を加えることとした。

このことが評価書の重要な変更該当することから、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第1項第2号に基づく第三者による点検として、本審議会の意見を聴くものである。

<質疑応答>

(委 員) できれば業務委託契約書の内容についても確認したいと考えるが、お手元に資料はあるか。

(市の機関) 本日は手元に資料の用意がないため、後日、スキャンデータを提供させていただく。

(委 員) 本件委託業務に受託者から派遣されるスタッフは何名か。

(市の機関) 現時点では、16名となっている。

(委 員) 受託者から派遣される16名のスタッフと市の機関との間で、個別に誓約書などを取り交わす予定はあるか。

(市の機関) 個別に誓約書などを取り交わす予定はない。

(委 員) 個別に誓約書などを取り交わさなくとも、法律的な問題はないのか。

(委 員) 個人情報保護の観点ではなく一般的な観点から申し上げますと、派遣されるスタッフは、受託者の従業員という位置付けになるため、当該スタッフと横須賀市との間で個別に誓約書などを取り交わすことは必須ではないと考える。

(委 員) 16名もの人数となると、当然、途中での入れ替わりが想定されるが、その場合の手続について、現時点で何か考えがあればお聞かせいただきたい。

(市の機関) 受託者との契約に際し、16名のスタッフの基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）を一覧化したリストの提供を受けているが、スタッフの入れ替わりがあったときは、当該リストの更新を受託者に求める予定である。

(委 員) 例えば、スタッフの中に本市との間で利益相反がある者が含まれないかどうかを事前に確認したりするのか。

(市の機関) そこまでの確認を行うことは考えていない。

(委 員) 16名のスタッフは、受託者の正規職員か。

(市の機関) 16名のうち正規職員は2名で、管理者として現地に常駐するかたちとなる。

その他の14名はいわゆるパートタイム従業員で、本件業務を受託するに当たり新たに採用された方々とのことである。

(委 員) 14名のパートタイム従業員について、これまでに同様の業務に従事した経験があるかどうかはわからないということか。

(市の機関) 具体的に誰がというところまではわからないが、他市で同様の業務に従事した経験がある方も含まれるようである。

(委 員) 本件受託者は、これまで80以上の地方公共団体で受託経験があり、目立ったトラブルもないということであるが、情報漏えいというのは人を介して発生するケースがほとんどであるため、16名のスタッフと受託者との間の契約関係がどのようになっているかを確認したい。万が一のことがあれば、一義的には受託者が責任を負うことになるとは思われるが、その場合の損害賠償がどのようになされるのかなど詳しく確認しておいていただきたい。

(委 員) 本件業務委託について、個人情報漏えいするリスクがあるとすればどの部分であるかを教えていただきたい。

(市の機関) 本件業務委託では、マイナンバーカードの交付事務を行うに当たり、住民基本台帳システムを使用するため、悪意を持って当該システムを使用されてしまうと、市民に関する情報が漏えいしてしまうリスクがあると考ええる。

(委 員) そのように悪意を持って住民基本台帳システムを使用され、個人情報が漏えいしてしまった場合、受託者に責任があるということを特定できるシステムがあるのか。

(市の機関) 住民基本台帳システムを使用する際は、まず顔認証を行い、その後個人ごとに割り振られたID及びパスワードを入力してログインする仕様となっていて、「誰が」「いつ」「どの端末で」「誰の情報を見たか」という操作ログが全て残るため、万が一の場合には、当該操作ログを確認することで責任の所在を確認することができると思う。

(委 員) 操作ログは、定期的に検査する予定はあるのか。

(市の機関) 定期的な検査は現時点では予定しておらず、何かあれば都度検査するつもりである。

(委 員) 操作ログは、どれくらいの期間残っているのか。

(市の機関) 比較的長期間残っているものと認識している。

(委 員) 1か月当たりの操作ログの件数はどの程度か。

(市の機関) 住民基本台帳システムに関する本市の全ての操作ログとなるため、1万件は優に超えるものとする。

(委員) それだけ膨大な数の操作ログが残るとすると、情報漏えいが発生したときに、どこで問題が起きたのかということを特定できるような体制になっているのか。

(市の機関) 「誰の情報を見たか」という操作ログが残っているため、被害者が特定できれば、そこから当たりをつけることが可能であるとする。

(委員) 最近の管理システムでは、問題が発生したときに責任者にアラートが出るようなシステムがあるが、そのような仕様になっているのか。

(市の機関) 閲覧するだけであればそういったアラートは出ないが、データを持ち出すために外部メモリなどの機器を接続したとき、当該機器が登録外のものだとアラートが出る仕様となっている。

(委員) 閲覧の際にスマートフォンなどで写真撮影することは、物理的に可能なのではないのではないか。

(市の機関) 物理的には可能だが、窓口にスマートフォンなどの電子機器は持込禁止となっている。

(委員) 電子機器の持ち込みに関するチェックは行っているのか。

(市の機関) そこまでは行っていない。

(委員) 近年、大学入試などでもスマートフォンの持ち込みによる不正が横行しているため、そこまでチェックすることができればなおよいのではないかと考える。

(市の機関) 貴重な御意見であるため、受託者とも前向きに相談させていただくこととする。

(4) 令和7年度個人情報保護制度の運用状況について（総務部総務課）

事務局から、資料6及び資料7に基づき、令和7年度の個人情報保護制度の運用状況について報告を行った。

(委員長) 資料6及び資料7について説明が行われたところであるが、御意見等あれば御発言いただきたい。

(委員) 資料7で御報告のあった令和7年度個人情報漏えい事故一覧について、21番「オンライン申込受付の設定ミスによる誤公表」の被害者数58名は、他と比べて多いように見受けられるが、重大事故には該当しないのか。

(事務局) 法律上、「被害者数100名以上」が重大事故の一つの要件となっている。

(委員) 同じく16番「メール誤送信」の原因欄に「第三者によるダブルチェックを実施せず送信した」との記載があるが、ここでいう第三者とは、誰を指すのか。

(事務局) 上長の職員や同じ課の職員など、メールを作成した当事者以外の職員を指している。

(委員) 一般的に「第三者」は全く関係のない者を指すことから、「他の職員」などの記載にした方が誤解を招かなくてよいと考える。

(事務局) 以後そのように記載させていただく。

(委員) 個々の職員がメールを送信するとき、確認画面はないのか。

(事務局) 本市が使用しているメールシステムでは、送信ボタンを押すとまず宛先をB c cに変換するかどうかを確認するポップアップ画面が表示される仕様となっている。

(委員) その画面に、宛先は表示されていないのか。

(事務局) 表示されていない。

(委員) 漏えい事故一覧の32番「レセプトの誤送付」について、「再発防止のための措置」欄に「適切に行うよう申し入れた」とだけ記載があるが、具体的にどのような申し入れを行ったのか。

(事務局) 担当課から提出を受けた報告書にも具体的な内容の記載がなかったため、確認の上、後日御報告させていただくこととしたい。

### 3 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時30分に会議の閉会を宣した。